

議案第 2 9 号

令和 6 年度藤岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度藤岡市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度藤岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	7 2 9, 9 1 3 千円	△ 2 9, 1 8 4 千円	7 0 0, 7 2 9 千円
第 1 項 営 業 収 益	2 8 6, 9 7 8 千円	△ 4, 8 5 1 千円	2 8 2, 1 2 7 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4 4 2, 9 3 5 千円	△ 2 4, 3 3 3 千円	4 1 8, 6 0 2 千円
	支	出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	6 4 9, 7 7 1 千円	△ 3, 2 4 9 千円	6 4 6, 5 2 2 千円
第 1 項 営 業 費 用	5 8 6, 6 6 4 千円	△ 4, 2 0 9 千円	5 8 2, 4 5 5 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	6 2, 0 5 3 千円	9 6 0 千円	6 3, 0 1 3 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134,539千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,599千円、過年度分損益勘定留保資金111,170千円、当年度分損益勘定留保資金12,770千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額116,362千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,397千円、過年度分損益勘定留保資金111,170千円、当年度分損益勘定留保資金1,795千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	579,467千円	△67,608千円	511,859千円
第1項 企業債	245,300千円	△54,900千円	190,400千円
第2項 負担金	2,919千円	3,986千円	6,905千円
第3項 補助金	331,048千円	△16,694千円	314,354千円
	支	出	
第1款 資本的支出	714,006千円	△85,785千円	628,221千円
第1項 建設改良費	384,819千円	△85,785千円	299,034千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の変更は、次のとおりとする。

1. 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	230,800 千円	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金・地方公共団体金融機構及び銀行その他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	175,900 千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
流域下水道事業	14,500 千円				14,500 千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	56,253 千円	360 千円	56,613 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「335,023千円」を「315,684千円」に改める。

令和7年2月27日提出
令和7年2月27日可決

藤岡市長 新 井 雅 博